光市記者発表資料

平成28年8月25日

件名

「平成28年度臨時福祉給付金」及び「年金生活者等支援臨時福祉給付金

(障害・遺族基礎年金受給者向け)」の支給について

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、所得の低い人に対して、臨時福祉給付金を支給します。また、賃金引き上げの恩恵がおよびにくい所得の低い年金受給者を支援するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)を支給します。

1 申請方法

給付金を受け取るためには、申請手続きが必要です。支給対象と見込まれる人には、8月末に申請書などを送付しますので、必要事項を記入し確認書類を添えて申請してください。(郵送可)

2 申請期間

内

平成28年9月1日(木)~12月28日(水)8時30分~17時15分(土・日、祝日を除く。)

- ※ 郵送による申請の場合、12月28日の消印まで有効
- 3 申請窓口

福祉総務課臨時福祉給付金等業務担当係(あいぱーく光) 大和支所住民福祉課

4 給付金の受取り

支給要件を満たす人には、申請書に記載された指定口座に入金します。 ※ 口座を持っていない人は、別途ご相談ください。

容

【制度概要】

- 1 平成28年度臨時福祉給付金
- (1) 支給対象者

平成28年度市民税(均等割)が課税されていない人

- ・ご自身を扶養している人が課税されている場合や、生活保護受給者は 対象となりません。
- ・「高齢者向け給付金(※)」、「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」 の支給対象者も受給できます。
- (2) 支給額

3千円

2 年金生活者等支援臨時福祉給付金 (障害・遺族基礎年金受給者向け)

(1) 支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金または遺族基礎年金などを受給している人

- ・「高齢者向け給付金(※)」の受給者(受給予定者を含む。)は対象者となりません。
- (2) 支給額

3万円

※「高齢者向け給付金」の申請期間は終了しました。

問合せ

福祉総務課 臨時福祉給付金等業務担当係 担当者:清水辰朗、江後令惠 (電話 0833-72-5818)